

食品安全委員会（第635回会合）議事概要

日 時：平成29年1月17日（火） 14：00～15：15

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか6名出席

傍聴者：報道 1名、行政機関 1名、一般 7名

議事概要

（１）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等 1案件

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続き（平成12年厚生省告示第233号）の改正について

→厚生労働省から説明。

食品安全委員会において確認した比較等項目の内容を、新たに告示に追加しているのみであり、平成28年9月27日付当委員会から、既に答申を行った内容を超えるものではないため、本改正後の告示に基づき申請企業が自主判断することによって生じる安全性上の問題はなく、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。

したがって、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するものとされ、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

（２）農薬専門調査会における審議結果について

・「DCIP」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「シアナジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「ピリベンカルブ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

（３）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネDP-073496-4並びに除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性セイヨウナタネRF3を掛け合

わせた品種」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書（案）への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

（４）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「フルチアセットメチル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「フルチアセットメチルの一日摂取許容量（ADI）を0.001 mg/kg 体重／日、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がない。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・農薬「トリホリン」に係る食品健康影響評価について

・農薬「ピリダリル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「トリホリンの一日摂取許容量（ADI）を0.023 mg/kg 体重／日、急性参照用量（ARfD）を1.5 mg/kg 体重と設定する。」

「ピリダリルの一日摂取許容量（ADI）を0.028 mg/kg 体重／日、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がない。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・動物用医薬品「ジクラズリルを有効成分とする牛の強制経口投与剤（ベコクサン）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等「除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性トウモロコシMON87419系統（食品）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等「除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性トウ

モロコシMON87419系統（飼料）」に係る食品健康影響評価について
→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

「『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

・ **薬剤耐性菌「家畜に使用する硫酸コリスチン」に係る食品健康影響評価について**

→事務局から説明。

「評価対象抗菌性物質である硫酸コリスチンが、動物用医薬品又は飼料添加物として家畜に使用された結果としてハザードが選択され、これらの家畜由来の畜産食品を介してヒトがハザードに暴露され、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱又は喪失する可能性は否定できず、総合的にリスクを推定した結果、リスクの程度は中等度であると考えた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

（５）企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況について

→事務局から報告。